

平成 27 年度琉球大学法科大学院
A 日程 法学既修者コース法律試験 問題冊子

1

民法・商法〔全 450 点中 200 点〕

平成 26 年 8 月 30 日（土曜日）
9 時 30 分～11 時 30 分（120 分）

注意事項

試験開始の合図があるまでに、次の注意をよく読んで、間違いのないように受験してください。

- 1 試験開始の合図があるまで、問題冊子を開いてはいけません。
- 2 試験開始後、問題の部分に印刷不鮮明、汚損等があれば直ちに申し出てください。
- 3 この試験では、問題冊子 1 部、解答用紙 8 枚、下書用紙 2 枚を配布します。六法は、貸与します。
- 4 解答用紙の冒頭欄に印刷されている試験科目名の文字を丸で囲み、また空欄に数字を記入して、その解答用紙が「何法に関する答案の何枚目であるか」を示してください。また、答案に用いたすべての解答用紙の所定欄に、受験番号と氏名を記入してください。
- 5 解答用紙が足りない場合は、適宜配布するので手をあげてください。
- 6 黒色または青色であれば、筆記用具は問いません。ただし、鉛筆書きの場合は文字が薄くならないように十分注意してください。
- 7 試験開始後は、途中退席できません。用便を希望する際は手をあげてください。
- 8 試験終了後、解答用紙と貸与した六法を回収するので、指示があるまで席を立たないでください。配布した解答用紙は、書き損じや未使用のものも含めて、すべて回収します。問題冊子と下書用紙は持ち帰ってください。
- 9 その他は、すべて監督者の指示に従ってください。

問題 1 (民法 150 点)

次の【事例 1】を読んで〔設問 1〕に、【事例 2】を読んで〔設問 2〕にそれぞれ答えなさい。

【事例 1】

- 1 Aは、平成 25 年 3 月 5 日、税金滞納による差押えを免れるため、息子 B と通謀して、自己の所有する甲土地につき虚偽の売買契約を締結し、B 名義の所有権移転登記をした。
- 2 Bは、Aに無断で、甲土地上に乙建物を建設し、同年 10 月 7 日、乙建物につき B 名義の所有権保存登記をし、同日から乙建物に居住するようになった。
- 3 Bは、業績が悪化した自己の経営する会社の資金繰りのために、同 26 年 1 月 23 日、乙建物を C に売却し、C 名義の所有権移転登記をするとともに、同日、C との間で、甲土地について建物所有目的の賃貸借契約を締結し、甲土地と乙建物を C に引渡した。
この賃貸借契約の締結に際して、C は、甲土地についての A B 間の売買が通謀虚偽表示であることを知っていた。
- 4 その後さらに資金を必要とした B は、同年 6 月 30 日、甲土地を D に売却し、D 名義の所有権移転登記をした。
この売買契約に際して D は、甲土地についての A B 間の売買が通謀虚偽表示であることを知らなかった。
- 5 Dは、同年 7 月 1 日、甲土地の所有者として、乙建物の所有者 C に挨拶も兼ねて今後の賃貸借契約関係について話し合いをもったところ、C から A B 間の売買契約は虚偽であり、C は事情を知っていた旨の話を聞いた。
そこで、D は、C に対し乙建物の収去と甲土地の明渡しを請求したいと考えた。

〔設問 1〕 (40 点)

D は、C に対し、乙建物を収去して甲土地を明け渡すよう請求することができるか（まず、D の C に対する請求が民法上のどのような権利に基づくものと考えられるかを指摘し、次に、本件において当該権利に基

づく請求が認められるかどうかについて、予想されるCからの反論も踏まえて検討すること。)

【事例2】

1 Aは、漁港内にコンクリートで周囲を囲い海水を引き込んだマグロ養殖のための専用「いけす」を所有し、そこで養殖したマグロの販売等を業として営んでいる。

この「いけす」のマグロは、販売のために搬出される一方で、新たなマグロも補充され、変動はあるが平均して500尾程度のマグロが養殖されており、この養殖マグロは、Aが独自に開発した水温や餌の管理方法等から品質がいいと評判で、業者の間では1尾当たり通常1万円の価格で取引されていた。

2 平成26年1月、Aは、友人から紹介された鮮魚店と居酒屋を手広く経営しているBから、Aの「いけす」で養殖されたマグロの評判がいいので是非私の店でも仕入れたいと申し入れを受け、交渉の結果、Bとの間で、同月27日、次のとおり売買契約を締結し（以下「本件契約」という）、BはAに18万円を支払った。

① Aは、Bに対し、「いけす」内の養殖マグロ100尾を1尾9000円合計90万円で売却する。

② Bは、同年6月末日までに100尾すべてのマグロを引き取る。

③ マグロの引渡方法は、Bが注文した数量のマグロを、Aが翌日までにBが指定する店舗まで配達するものとする。

④ 代金の支払方法は、契約日に18万円、同年4月末日と6月末日にそれぞれ36万円を支払う。

3 Bは、同年2月10日、Aにマグロ20尾を注文し、Aは、その翌日に「いけす」からマグロ20尾をトラックに積み込み、Bの指定する店舗に配達した。

4 Bは、当初、毎月20尾ずつ注文する予定であったが、同年3月頃にマグロの相場価格が一時下落し、同じ程度の大きさのマグロが1尾8000円程度で購入できるようになったことなどから、3月以降はAに注文をしなかった。

5 そこで、Aは、同年4月以降、Bに対して、マグロを予定通り引き取るよう電話で何度も催促していたが、Bは、これに応じようとせず、4月末

日と6月末日の代金の支払いもしなかった。

- 6 しかし、マグロの価格の下落も一時的なものであり、同年6月下旬頃には相場が元に戻ったこともあり、Bは、同年7月1日、Aに電話し、「引き取りが遅れて、申し訳なかった。まずは、20尾を明日届けて欲しい、残り60尾は今年9日、16日、23日に20尾ずつ届けてほしい。残代金72万円は、7月25日までに必ず支払う。」と電話でAに伝えた。Aは、やむを得ないと考え、これを了承した。
- 7 そこで、Aは、翌2日、「いけす」からマグロ20尾をトラックに積み込み、Bの指定する店舗に配達した。
- 8 同月7月7日の時点で、Aの「いけす」内には約400尾のマグロが養殖されていたが、同月8日に直撃した超大型台風の影響により、これまでに経験のない高波がAの「いけす」を襲い、「いけす」内のマグロすべてが波にさらわれ、「いけす」外へ流失してしまった（マグロの流失につきAの帰責事由はないものとして考えよ。）。

〔設問2〕（110点）

- （1）一般にマグロ100尾の売買契約は種類物売買だと考えられるが、本件において、Bは、Aに対し、本件契約に基づく目的物引渡請求権としてマグロ60尾の引渡を請求することができるか。（40点）
- （2）仮にAのBに対するマグロ60尾の引渡債務が履行不能になっているとした場合、Aは、Bに対し、本件契約に基づく残代金請求権としていくらの支払を請求することができるか。（40点）
- （3）Aは、Bに対し、Bの受領遅滞を理由とした損害賠償請求をすることができるか（受領遅滞の法的性質も簡潔に述べつつ検討すること。）。（30点）

問題2（商法 50点）

次の【事例】を読んで、【設問】に答えなさい。

【事例】

甲株式会社（以下、「甲社」という。）は、N市内に本店を有する取締役会設置会社であり、その定款には、「代表取締役は株主総会において選定又は解職することができる」との規定、及び、「株主総会は、代表取締役がこれを招集する。」との規定が設けられている。

甲社の取締役は、A・B・C・D・Eの5名であり、創業者のDとその妻Eが代表取締役を務めてきた。AはD及びEの長男であり、Bは二男、Cは三男である。

甲社の取締役会は、D及びEが代表取締役を辞任して第一線から退くことに伴い、取締役であるA・B・C・D・Eの再任議案とともに、Aを代表取締役とする議案を株主総会に提出したところ、両議案ともに承認可決する旨の決議がなされた（「本件株主総会決議①」）。

ところが、その後、甲社の経営方針をめぐる、Aと、B及びCとが、激しく対立したことから、B及びCは、甲社取締役会においてAを代表取締役から解職する旨の議案を提案したところ、この議案が取締役会において承認可決された（「本件取締役会決議」）。

Aはこれに対抗し、甲社の株主総会を招集し、B及びCを甲社の取締役から解任する旨の議案を株主総会に提出したところ、この議案が株主総会において承認可決された（「本件株主総会決議②」）。

B及びCは、本件株主総会決議②の決議日の1か月後、N地方裁判所に、本件株主総会決議②の取消しを求める訴えを提起した。

【設問】

B及びCの訴えが認められるか否かについて、定款と会社法の規定の優劣を検討しつつ、論じなさい。なお、本件株主総会決議②がなされた株主総会の招集が甲社の有効な取締役会決議に基づかない瑕疵がありうる点については、本問では検討しなくてよい。

平成 27 年度琉球大学法科大学院
A 日程 法学既修者コース法律試験 問題冊子 2

刑法・刑事訴訟法〔全 450 点中 150 点〕

平成 26 年 8 月 30 日（土曜日）
12 時 45 分～14 時 15 分（90 分）

注意事項

試験開始の合図があるまでに、次の注意をよく読んで、間違いのないように受験してください。

- 1 試験開始の合図があるまで、問題冊子を開いてはいけません。
- 2 試験開始後、問題の部分に印刷不鮮明、汚損等があれば直ちに申し出てください。
- 3 この試験では、問題冊子 1 部、解答用紙 6 枚、下書用紙 2 枚を配布します。六法は、貸与します。
- 4 解答用紙の冒頭欄に印刷されている試験科目名の文字を丸で囲み、また空欄に数字を記入して、その解答用紙が「何法に関する答案の何枚目であるか」を示してください。また、答案に用いたすべての解答用紙の所定欄に、受験番号と氏名を記入してください。
- 5 解答用紙が足りない場合は、適宜配布するので手をあげてください。
- 6 黒色または青色であれば、筆記用具は問いません。ただし、鉛筆書きの場合は文字が薄くならないように十分注意してください。
- 7 試験開始後は、途中退席できません。用便を希望する際は手をあげてください。
- 8 試験終了後、解答用紙と貸与した六法を回収するので、指示があるまで席を立たないでください。配布した解答用紙は、書き損じや未使用のものも含めて、すべて回収します。問題冊子と下書用紙は持ち帰ってください。
- 9 その他は、すべて監督者の指示に従ってください。

問題 1 (刑法 100 点)

次の【事例】を読んで、【設問】に答えなさい。

【事例】

甲（18歳の男性）は、原動機付自転車に乗って深夜徘徊していた際に、偶然、仕事帰りのA（19歳の女性）がショルダーバッグを肩に掛けた恰好で自転車に乗って通りかかったのを見て、遊ぶ金欲しさから、Aのバッグを力づくで奪い取ろうと決意した。

そこで甲は、Aの後方約30メートルを、原付のライトを消して音を立てないようにゆっくり走行して様子を窺い、やがて人通りのない直線道路に差しかかったのを機に一気に加速してAに急接近した。そして追い越しざまに手を伸ばしてバッグをもぎ取ろうとしたが、バッグのベルトがAの自転車のハンドルに引っかかり、そのためAは自転車ごと転倒した。

原付から降りた甲は、ベルトをハンドルから外し、なおもバッグを奪い取ろうとした。しかし、自転車とともに倒れたAがバッグのベルトを握って離さなかったため、甲はAをしばらくの間強引に引きずり回したり、Aの手首をつかみ地面に叩き付けてベルトを離させようとしたが、Aの力は意外に強く、思い通りにならなかった。ぐずぐずしていると通行人に発見されるかもしれないと思った甲が、とうとう諦めて力を緩めた隙に、Aはバッグを抱えて走って逃げていった。

逃げ去る際に、Aは路上にネックレスを落としてしまったが、それを見た甲はこれをポケットに入れて逃走した。

Aは膝に全治10日ほどの怪我を負っていたが、それが自転車の転倒時に生じたのか、甲によって引きずり回されたときに生じたのか、結局明らかにならなかった。

なお、Aは、この事件について捜査官に対し次のように供述している。

「私が自転車で走っていると、突如後ろで甲高いエンジン音が響きました。驚いて振り返ると、すぐそこにバイクがいて、ものすごいスピードでこちらに向かっているのが見えたのですが、一体何が起きたのか、突然のことでまるで分かりませんでした。ぶつかったら危ないと思った次の瞬間、バッグが持って行かれる感じがあり、続いて自転車がぐいっと引っ張られて、私は自転

車ごと路上に倒れ込んでしまいました。その後、男がなおもバッグを持ち去ろうとするので、必死でバッグにしがみついていた。ずいぶん強引に引きずり回されましたが、そのうちに男が力を緩めたので、その隙に無我夢中で走って逃げました。逃げるときネックレスを落としたことは知りませんでした。」

〔設問〕

甲の罪責について述べなさい。ただし、Aの供述内容は信用できるものとする。また、特別法上の犯罪には触れないでよい。

問題 2 (刑事訴訟法 50 点)

次の【事例】を読んで、【設問】に答えなさい。

【事例】

警察官 P らは、甲簡易裁判所の裁判官から、覚せい剤取締法違反（使用）被疑事件の被疑者である X に対する逮捕状を取得した。X は、住居地から転居して、所在が分からなくなっていたが、P らが調査したところ、X がしばしば知人の Y 方で寝泊まりしていることが判明した。そこで、P らが、逮捕状を携帯して Y 方に赴いたところ、X と Y がいたため、P らは、その 1 階居間で X を逮捕した。

逮捕後、P が X と Y から事情を聞いたところ、Y 方に来たときには、X は 2 階の寝室で寝ていることが分かったため、P らは、X と Y に刑事訴訟法 220 条 1 項に基づいて捜索する旨を告げた上で、Y を立ち会わせて 2 階の寝室内を捜索し、X のものと思われるビニール袋入りの覚せい剤等を差し押さえた。

【設問】

警察官 P らが Y 方の 2 階寝室を捜索したことの適法性について論じなさい。なお、その際には、Y 方における X の逮捕（Y 方への立ち入りを含む。）は適法に行われたものとして論じること。

平成 27 年度琉球大学法科大学院
A 日程 法学既修者コース法律試験 問題冊子 3

憲法 [全 450 点中 100 点]

平成 26 年 8 月 30 日 (土曜日)
14 時 30 分 ~ 15 時 30 分 (60 分)

注意事項

試験開始の合図があるまでに、次の注意をよく読んで、間違いのないように受験してください。

- 1 試験開始の合図があるまで、問題冊子を開いてはいけません。
- 2 試験開始後、問題の部分に印刷不鮮明、汚損等があれば直ちに申し出てください。
- 3 この試験では、問題冊子 1 部、解答用紙 4 枚、下書用紙 1 枚を配布します。六法は、貸与します。
- 4 解答用紙の冒頭欄に印刷されている試験科目名の文字を丸で囲み、また空欄に数字を記入して、その解答用紙が「何法に関する答案の何枚目であるか」を示してください。また、答案に用いたすべての解答用紙の所定欄に、受験番号と氏名を記入してください。
- 5 解答用紙が足りない場合は、適宜配布するので手をあげてください。
- 6 黒色または青色であれば、筆記用具は問いません。ただし、鉛筆書きの場合は文字が薄くならないように十分注意してください。
- 7 試験開始後は、途中退席できません。用便を希望する際は手をあげてください。
- 8 試験終了後、解答用紙と貸与した六法を回収するので、指示があるまで席を立たないでください。配布した解答用紙は、書き損じや未使用のものも含めて、すべて回収します。問題冊子と下書用紙は持ち帰ってください。
- 9 その他は、すべて監督者の指示に従ってください。

問題（憲法 100 点）

次の【事例】を読んで，【設問】に答えなさい。

【事例】

Xは米軍統治下の沖縄で生まれ育ち、1970年当時はR大学の学生であった。当時米軍による事件事故が多発し、島ぐるみの抗議大会が沖縄各地で開催された。これらの運動にはXをはじめ非常に多くの学生が参加しており、中には反米感情が強い者もいた。

復帰前の1970年暮れ、（沖縄県）K市で米兵による交通事故があり、住民が重症を負った。Xは、ゼミの忘年会の帰りで、群衆とともに事故を起こした米兵の車を取り囲んだ。車を出ようとした米兵が開けたドア近くで誰かが投げた火炎瓶が割れ、米兵は炎にまみれた。Xは、この炎を消そうと靴で、のたうち回る米兵の服を踏みつけた。米兵の服には瓶から多量のガソリンがしみこんでいたため、Xの努力の甲斐なく、病院へ搬送後米兵は死亡した。やがて騒ぎは大きくなり、群衆が米人車両に次々と火をつける騒動へと発展した。K騒動と呼ばれるこの事件で、米軍警察に逮捕された者は、Xだけであった。翌日新聞に載った写真は、のちに米軍の裁判で証拠とされ、Xは、傷害致死罪で起訴された。炎に包まれた米兵を何度も蹴りつけて死に至らせたというのが米軍側検察の主張であった。

陪審裁判の結果、Xは傷害致死罪ではなく、傷害罪で有罪となり、懲役2年となった。当時この事件は沖縄県内で、陪審制が機能したとして大きな話題となった。当時の新聞紙面では、Xの実名が載っていた。しかし、Xは、自分が米兵を助けようとしたことが認められず、前科がついた悔しさで胸がいっぱいであった。刑期を終えた後すぐに、上京した。求人広告から探した会社でアルバイトを始めた後、持ち前のまじめさが認められて、正社員となった。やがて会社で知り合った女性と結婚し幸せな家庭を築いていた。

沖縄県内のY新聞社は、2002年、5月15日の復帰30周年特集として、復帰運動の背景にあったK騒動を取り上げ、Xの実名が書かれていた当時の自社記事を縮小コピーして一部掲載した。Y新聞社と協力関係にある本土の新聞社は、Y社の特集をそのまま掲載した。縮小コピーして掲載された部分は、記事内容や実名が読めるか微妙な程度であった。

Xの妻の実家で購読している新聞にも記事が掲載されており、沖縄に関心のある、妻の両親はXと同姓同名であることに気が付き、Xの妻にもこのことを伝えた。Xの妻もXに本人かどうか問い詰め、Xがそうだと答えたところ、妻の態度が急変し、夫婦関係がギクシャクしたものとなった。現在、Xの妻は離婚を口にしており、子どもを連れて実家に帰ったままである。Xは、Y社の復帰の日特集記事に強い不満を感じ、損害賠償請求訴訟を提起した。

〔設問〕

本件における憲法問題について論じなさい。

